

研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

研修で学んだことをご記入下さい

- ・継続的な還付を受けられる事業者（輸出等）は課税期間を短くすると資金繰りが楽になる。
- ・課税期間を短縮したからといって、各課税期間の申告期限が延長する訳ではない。
- ・消費税申告の延長が「届出書」とされているのは、法人税の申告期限の延長「申請」に紐付いている為である
- ・事業所得で 65 万円控除を満たしていれば、不動産所得の事業規模は問わない
- ・事業所得が赤字で、不動産が黒字の場合でも 65（55）万円控除を適用できる。

研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

- ・法人税の申告期限延長申請と同時に消費税の延長届出を提出しても問題ない事を始めて知りました。今後、まとめて提出する機会がある場合には、同時に対応することによって実務での効率化を図ります。
- ・現時点では個人事業主で事業所得と不動産所得を有している方を担当しておりませんが、本研修で青色申告控除適用額が明確になりましたので、正確なご案内を行うよう今後も気をつけて参ります。

質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

--

感想をご記入下さい

条文等を読みやすいように、抜粋・解説等を行っていただきありがとうございます。
消費税の申告期限の延長は課税期間を短縮した場合は、事業年度の末日の属する課税期間が対象である、という点について誤ったご案内をせぬよう注意致します。また、各課税期間が延長されないかの背景についても知る事ができたので、すんなりと知識として定着出来ました。

ご記入ありがとうございました！

